

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 制度利用の流れについて

令和5年3月

広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ

目次

- フェーズ1：参加者証交付までの流れ（4～7ページ）
- フェーズ2：参加者証発行後の流れ（8、9ページ）
- 医療記録票の記載方法について（10～12ページ）
- 後期高齢者医療負担割合の見直しについて（13～15ページ）
- お問い合わせ先（16ページ）

事業の目的

- ① B型肝炎ウイルスまたはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者の医療費の自己負担軽減を図る。
- ② 最適な治療を選択できるようにするため、研究を促進する仕組みを構築する。

医療機関の皆様へお願い

- ①対象患者へ制度の案内をお願いします。
- ②臨床調査個人票・医療記録票の記載をお願いします。

対象患者とは？

- ①広島県に住民票がある方
- ②B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された方
(参照:要領P.9 別表1 診断・認定基準)
- ③医療保険に加入している方
- ④研究事業(本事業)に同意して頂ける方
- ⑤過去12月以内に既に2月以上,対象医療で高額療養費算定基準額を満たした方(参照:要領P.12~15 別表3・4 対象医療)
- ⑥下表の医療保険上の所得区分に該当する方(年収約370万円以下)

年齢区分	所得区分
70歳未満	エ・オ
70歳以上	Ⅲ(一般所得)・Ⅱ(低所得)・Ⅰ(低所得)

対象患者とは？

⑤過去12月以内に既に2月以上，対象医療で高額療養費算定基準額を満たした方

(例)申請月が令和5年1月の場合，×の期間に2回高額療養費算定基準額を超える必要があります。

													申請月	
令和	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
カウント月		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		

参加者証発行までの流れ

(1)対象医療を受けている患者さんの**医療記録票の記載**をお願いします。



(2)対象医療で高額療養費算定基準額を超えた月が、過去12月以内に2月以上ある場合、**臨床調査個人票の記載**をお願いします。



(3)参加者証**申請**へ(患者さんが県庁または保健所へ提出)

医療費助成のタイミング

▲有効期間＝医療費の助成対象月ではありません。

医療費の助成には次の条件があります。

- ①助成したい月が対象医療で高額療養費算定基準額を超えている
- ②過去12月以内に既に2月以上、対象医療で高額療養費算定基準額を満たしている

(参照:要領P.12～15 別表3・4 対象医療)

償還払いについて

- 入院医療については、窓口で現物給付してください
- 外来医療については、県・保健所へ償還払いの手続きが必要
- 入院医療と外来医療を同じ月にしている場合、外来医療は償還払いの手続きが必要
- 償還払いの手続きが必要かどうかを参加者証や医療記録票を確認いただき、患者さんへ償還払い請求案内をお願いします。

医療記録票の書き方について

医療記録票の記載方法について

(様式第9-1号)

医療記録票(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)

患者の方へのお願い

肝がん又は重度肝硬変に係る治療を受けた場合には、この医療記録票を保険医療機関又は保険薬局の窓口に忘れずに提示してください。
お住まいの都道府県に償還払いを請求する場合は、この記録票のコピーを、請求書に添付してください。

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
保険種別	
保険者番号	
記号・番号	
↓ 変更時	
保険種別	
保険者番号	
記号・番号	

A 欄	高額療養費 算定基準額	①入院					円
		②多数回該当の場合					円
		③外来					円
B 欄	_____年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
	_____年						
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
	_____年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
	_____年						
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	

赤枠への記入をお願いします。

B欄に記載する記号等の説明

- : 関係医療において入院が高額療養費基準額を超え、かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合。(現物給付の場合)
- △: 関係医療において高額療養費算定基準額(入院・外来)を超えた場合。
※上記の場合を除く(多数回該当がある高額療養費算定基準額を超えた場合)
- ▲: 70歳以上の者が外来に係る関係医療において高額療養費算定基準額を超えた場合(多数回該当がない高額療養費算定基準額を超えた場合)

肝がん等事業の月数要件のカウント方法
: B欄に「○」「△」「▲」が記載されている個数をカウント
(1月に複数ある場合でもカウントは1回)

保険診療上の多数回該当の判定方法
: 過去12か月以内の「△」の数をカウントし、4回目以降から多数回該当
(1月に「△入+△外」のように「△」が2つある場合でもカウントは1回)

現物給付の多数回該当の判定方法
: 過去12か月以内の「○」の数をカウントし、4回目以降から多数回該当
(医療機関毎にカウントする)

医療記録票の書き方について (入院・外来共通部分)

医療記録票の記載方法について

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)

受給者番号:【 】 氏名:【 】 (No.)

配慮措置あり

年号	入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬に係る治療の場合○	特記事項がある場合○	① 関係医療の医療費総額 (1割)	② 関係医療の自己負担額 ※円単位	③ ②の月間累計 ※円単位	④ ※1	⑤ 関係医療の自己負担額 ※円単位	⑥ ③の月間累計 ※円単位	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の②と外来欄の⑤の記載がある場合その合計額 ※3	⑥ 関係医療の窓口支払額

赤枠への記入をお願いします。

配慮措置について
令和4年10月1日～
後期高齢者医療保険加入の者で
医療負担が1割から2割へ変更になった
方はをお願いします。
(13～15ページに詳細記載)

分子標的薬に係る治療について
該当する者に○をお願いします。

窓口での支払い金額を記入してください。
高額療養費算定基準額に達した場合は、
57,600円等や支払いがない場合は0円
などの記載をお願いします。

※1: ③の1月間の累計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合○(B欄には「○入」又は「△入」と記載)
 ※2: ⑥の1月間の累計額がA欄③の基準額を超えた場合○(B欄には「△外」又は「▲外」と記載)
 ※3: ⑤の1月間の合計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合B欄には「○入+△外」、「○入+▲外」、「○入+外」、「△入+△外」、「△入+外」、「入+△外」、「入+▲外」のいずれかを記載。※1欄、※2欄に○がない場合は「△合算」を記載

医療記録票の書き方について (入院または外来部分)

医療記録票の記載方法について

赤枠への記入をお願いします。

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄, ◆は保険薬局記載欄) 受給者番号:【 _____ 】氏名:【 _____ 】
(No. _____)

配慮措置あり

入院【原則現物給付】								外来【償還払い】							
◇	◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◇◆	◇	◇	◇	◇◆	◇◆	◇	◇◆	◇◆
年号	入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○	特記事項がある場合○	① 関係医療の医療費総額 (10割)	② 関係医療の自己負担額 ※円単位	③ ②の月間累計 ※円単位	④ ※1	② 関係医療の自己負担額 ※円単位	③ ②の月間累計 ※円単位	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の②と外来欄の③の記載がある場合、その合計額 ※3	⑥ 関係医療の窓口支払額

② 関係医療の自己負担額の金額(3割～1割)を記載してください。

④ 高額療養費算定基準額に達した場合は、○をお願いします。
○がある月はB欄(参照:10ページ)に記載をお願いします。

※1: ③の1月間の累計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合○(B欄には「○入」又は「△入」と記載)
 ※2: ③の1月間の累計額がA欄③の基準額を超えた場合○(B欄には「△外」又は「▲外」と記載)
 ※3: ⑤の1月間の合計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合B欄には「○入+△外」、「○入+▲外」、「○入+外」、「△入+△外」、「△入+外」、「入+△外」、「入+▲外」のいずれかを記載。※1欄、※2欄に○がない場合は「△合算」を記載

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しについて(令和4年10月～)

- 令和4年(2022年)10月1日から、75歳以上の方等※¹で一定以上の所得がある方※²は医療費の窓口負担割合が2割になります。

※¹ 65歳～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
 ※² 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

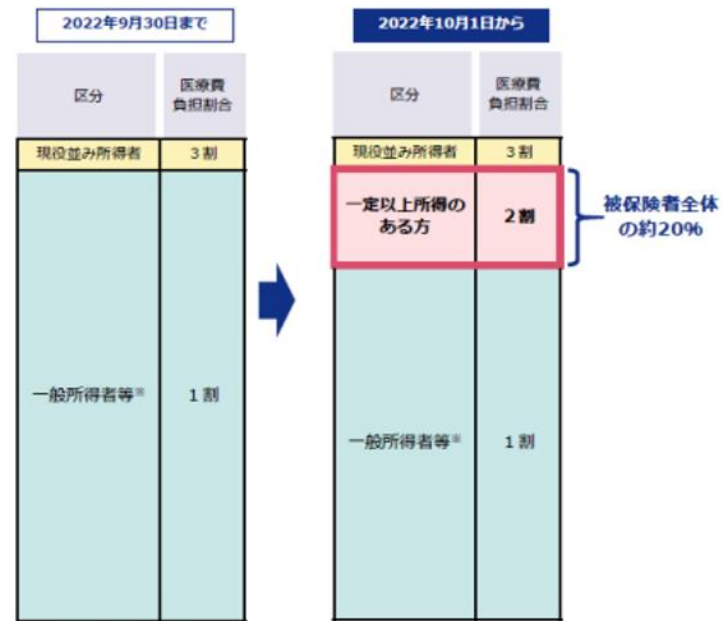
【① 2割負担の所得基準】

- 課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上(※)の方が2割負担の対象

※ 単身世帯の場合。複数世帯の場合は、320万円以上。
 ※ 対象者は約370万人。被保険者全体(約1,815万人)に占める割合は、20%。

【② 配慮措置】

- 長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1割負担の場合と比べてときの1か月当たりの負担増を、最大でも3,000円に抑えるような措置を導入。
- 2割負担となる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には、施行に際して各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送。



*住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

- レセプト特記事項は、「29:区工」「34:多工」⇒「41:区力」「43:多力」(2割負担)、「42:区キ」「44:多キ」(1割負担)になります。

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しについて(令和4年10月～)

1. 月数カウント及び助成額の計算について

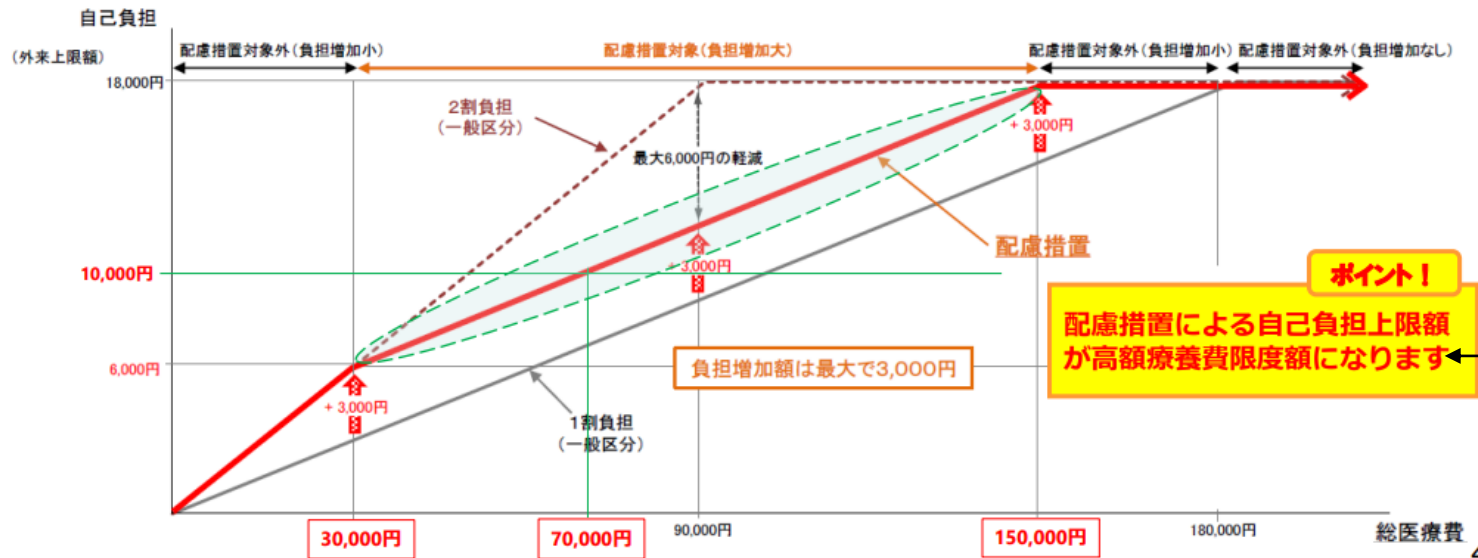
- 令和4年10月1日から窓口負担割合が2割となる方の取扱いは次のとおりです。(入院は変更無し)

1ヶ月の肝がん外来関係医療費(10割)が

- 計3万円を超える: 月数カウント対象
- 計7万円を超える: 助成対象

⇒ 医療記録票の「①関係医療の医療費総額(10割分)」の外来分を合計してご確認ください。

※ 助成額の計算の考え方は変更ありません。



配慮措置対象者は、その他の人と比較して、高額療養費算定基準額が固定されません。

これまで肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象にならなかった患者さんが要件を満たすようになる可能性がありますので、引き続き本事業の積極的な周知にご協力をお願いいたします。

後期高齢者医療における 窓口負担割合の見直しについて(令和4年10月～)

A欄		①入院	57,600	②多額該当の場合	44,400	③外来	18,000	※配慮措置あり					
B欄		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
		▲外	▲外	▲外	▲外	○入▲外							
		9月	10月	11月	12月								

医療費精算記載欄 (○は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)		入院【現物給付(原則)】				通院【保険薬局含む】【療養払い】				月数カウント				
入院・通院日	通院日	通院日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に依る治療の適応○印	特記事項がある場合○印	関係医療の医療費総額(10割分)	関係医療の自己負担額(3割等) ※円単位で記載	月数累計(●の月数累計) ※円単位で記載	※1	関係医療の自己負担額(3割等) ※円単位で記載	月数累計(●の月数累計) ※円単位で記載	※2	同じ月に入院療養の●と通院療養の●の総数がある場合は、その合計額を記載 ※3	関係医療の窓口支払額
R4/10/5			A病院	○		10,000				2,000	2,000			2,000
		R4/10/5	J薬局	○		40,000				7,000	9,000	○		7,000
R4/11/1			A病院	○		10,000				2,000	2,000			2,000
		R4/11/1	J薬局	○		90,000				12,000	14,000	○		12,000
R4/11/7			A病院	○		15,000				3,000	17,000	○		3,000
R4/12/1	R4/12/8		A病院	○		400,000	80,000	80,000	○					10,000
R4/12/22			A病院	○		10,000				2,000	2,000			2,000
		R4/12/22	J薬局	○		40,000				7,000	9,000	○		7,000

配慮措置の対象者である旨を欄外に記載してください。

月数カウント

(左の図例)

R4年10月

月数のカウント対象にはなるが、医療費助成対象にはならない。

R4年11月

月数のカウント対象にはなり、医療費助成対象にもなる。返還額は、7,000円。

R4年12月

入院医療で現物給付を受けている。月数のカウント対象になり、医療費助成対象になる。返還額は9,000円。

1ヶ月の通院関係医療費の医療費総額(10割分)が3万円を超えているため、通院●欄に○印を記載し、月数カウントしてください。

1ヶ月の肝がん外来関係医療費(10割)が
 計3万円を超える：月数カウント対象
 計7万円を超える：助成対象
 ⇒ 医療記録票の「●関係医療の医療費総額(10割分)」の外来分を合計してご確認ください。

問い合わせ先

広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ

【住所】

〒730-8511

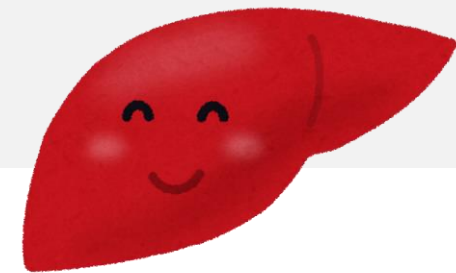
広島県広島市中区基町10-52

【電話番号】

082-513-3078

【メールアドレス】

fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp



特に医療記録票は申請者によって記載内容異なります。
対象患者はいるが記載がわからない等ありましたら、気軽にお問い合わせください。